

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）

日時：令和3（2021）年9月10日（金）

9：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）出席者

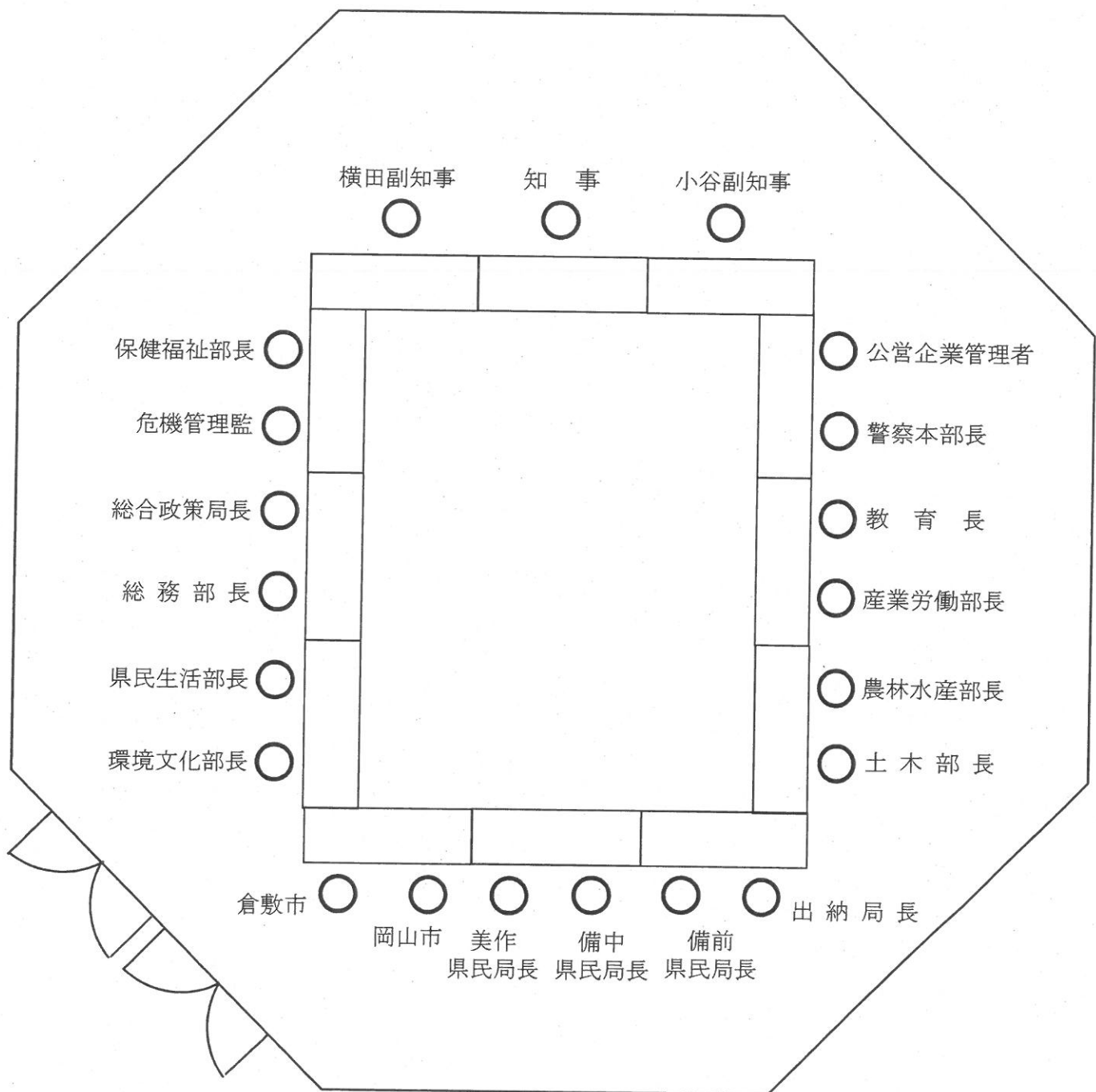
日時：令和3（2021）年9月10日（金）

18：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局保健福祉部 保健政策担当部長 岸川 和忠	本部員以外
倉敷市総務局防災危機管理室 参事 大本 進	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・ まん延防止等重点措置への移行

○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金等

○ 総務部関係

- ・ 県有施設の休止・休館等

直近1週間の岡山県の状況 (9/2~9/8)

◎国のステージ判断のための指標

総合的判断：ステージⅣ

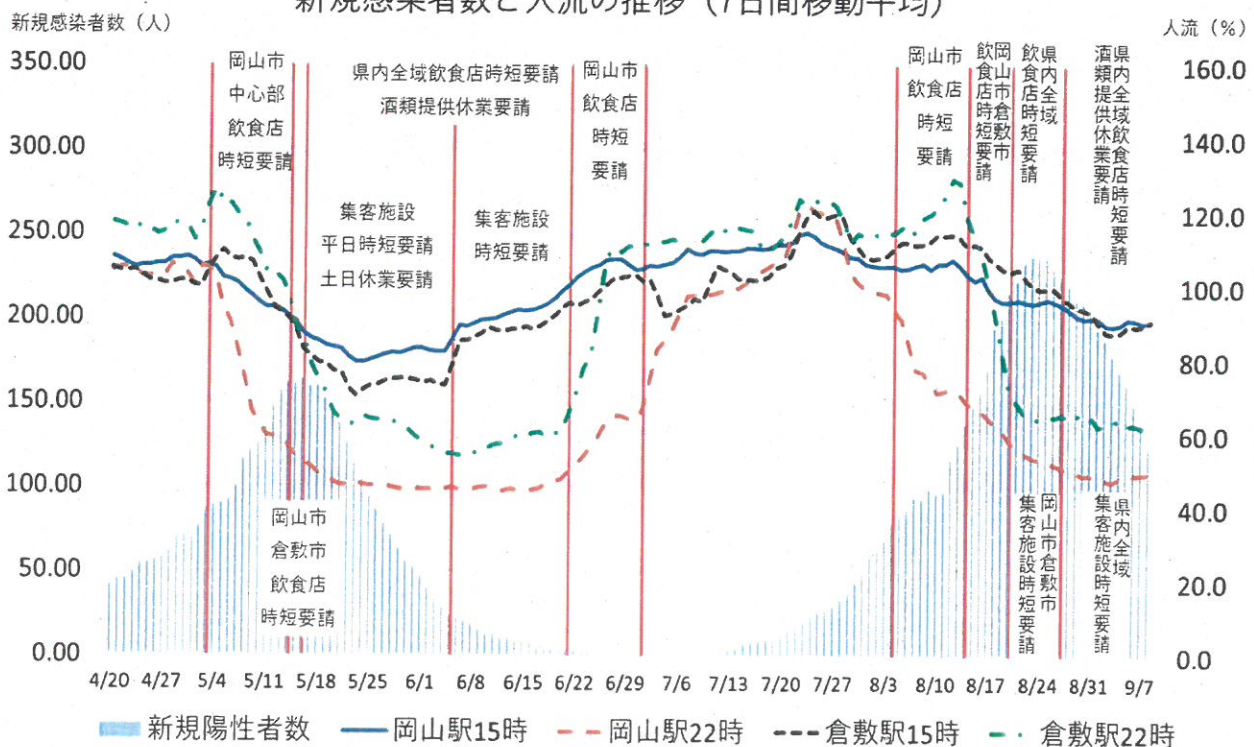
指標	医療提供体制等の負荷(※1)			監視体制	感染の状況	
	①医療の逼迫具合		②療養者数 ※入院者+自宅・ 宿泊療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合
	入院医療	重症者用病床				
Ⅲ	確保病床の 使用率 20%以上	確保病床の 使用率 20%以上	20人 /10万人 以上	5%以上	15人 /10万人/週 以上	50%以上
Ⅳ	50%以上	50%以上	30人 /10万人 以上	10%以上	25人 /10万人/週 以上	
現況	<ステージⅢ> 38.6% 215床/557床	<ステージⅢ> 25.0% 17床/68床	<ステージⅣ> 62.12人 (1,174人)	<ステージⅢ> 9.2% 865/9,418 (※2)	<ステージⅣ> 45.77人 (865人)	33.2% 287/865

(※1) 医療提供体制は9月8日時点の状況

(※2) 「PCR陽性率」欄は、9月8日までに医療機関から報告があった検査数

(※3) 本県では、「新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院済み」のため、入院率は適用しない。

新規感染者数と人流の推移 (7日間移動平均)



※7日間の移動平均(5月31日の数値は5月25日~31日の7日間の平均) ※人流データは2020年3月31日~4月6日の7日間の移動平均を100としている。
※人流データ出典元：モバイル空間/ドコモ・インサイトマーケティング

居住地別、所管別感染状況について
(R3.9.2～R3.9.8)

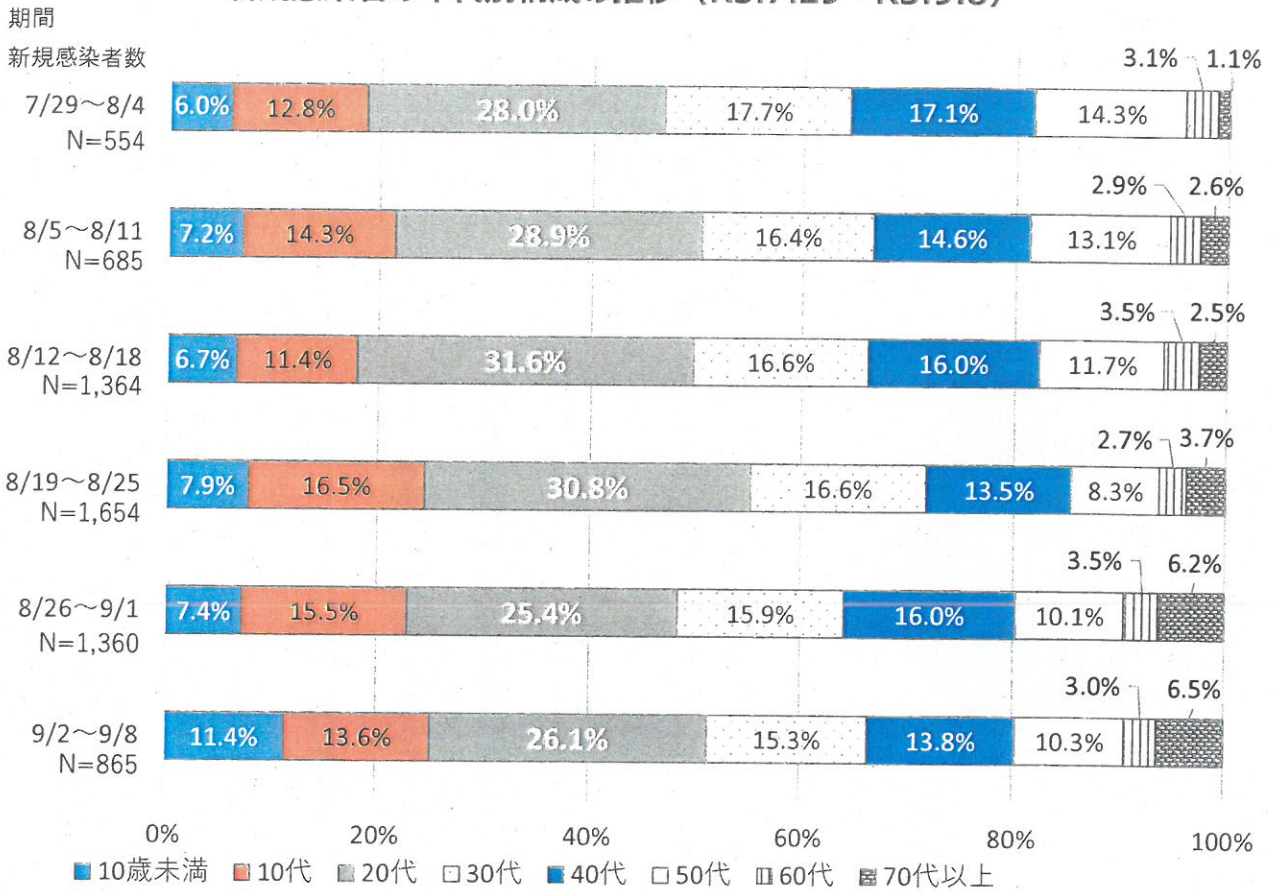
●居住地別

市町村	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	計
岡山市	75	84	56	61	44	38	31	389
倉敷市	51	62	41	40	13	3	58	268
津山市	7	10	8	5	4	4	1	39
玉野市	4	3	1	1			4	13
笠岡市	2	7	4	6	1	2	6	28
井原市	1		1	1		2	3	8
総社市	2	4	12	9	2	1		30
高梁市			1					1
新見市	1	1					1	3
備前市	4	3	6	4	2	1		20
瀬戸内市	3			1		1		5
赤磐市	1	1	1			2	3	8
真庭市		1				5	1	7
美作市	1							1
浅口市	2	2	1	2				7
和気町	1		1					2
早島町	3	2	5				2	12
里庄町				1				1
矢掛町	4	1					1	6
新庄村								0
鏡野町			1			3	1	5
勝央町		1			1			2
奈義町	1							1
西粟倉村								0
久米南町		1						1
美咲町				1	1		1	3
吉備中央町								0
県外		2	2	1				5
計	163	185	141	133	68	62	113	865

●保健所所管別

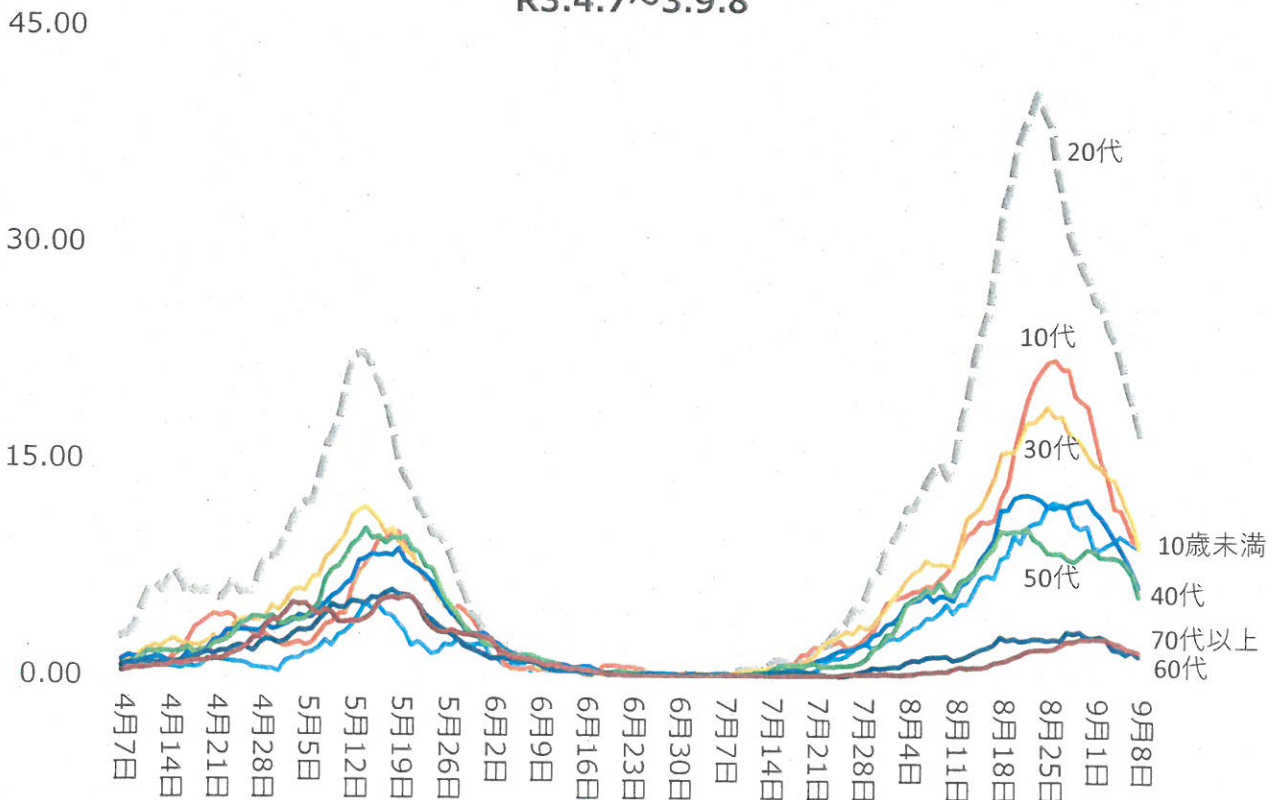
所管	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	計
岡山市	74	85	56	61	44	38	31	389
倉敷市	52	63	41	41	13	3	58	271
備前	7	3	1	2		1	4	18
東備	6	4	9	4	2	3	3	31
備中	5	6	17	9	2	1	2	42
井笠	9	10	7	10	1	4	10	51
備北			1					1
新見	1	1					1	3
美作	7	11	9	6	5	6	3	47
真庭		1				5	1	7
勝英	2	1			1	1		5
県保健所計	37	37	44	31	11	21	24	205

新規感染者の年代別構成の推移 (R3.7.29~R3.9.8)



年代別_人口10万人当たりの新規陽性者数(7日間移動平均)

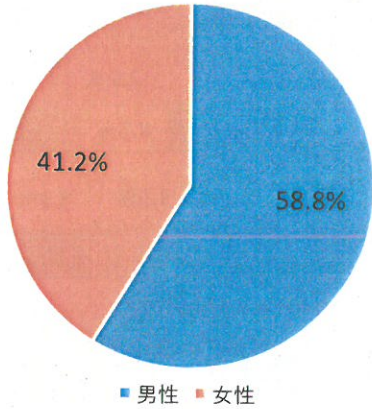
R3.4.7~3.9.8



重症者の状況について

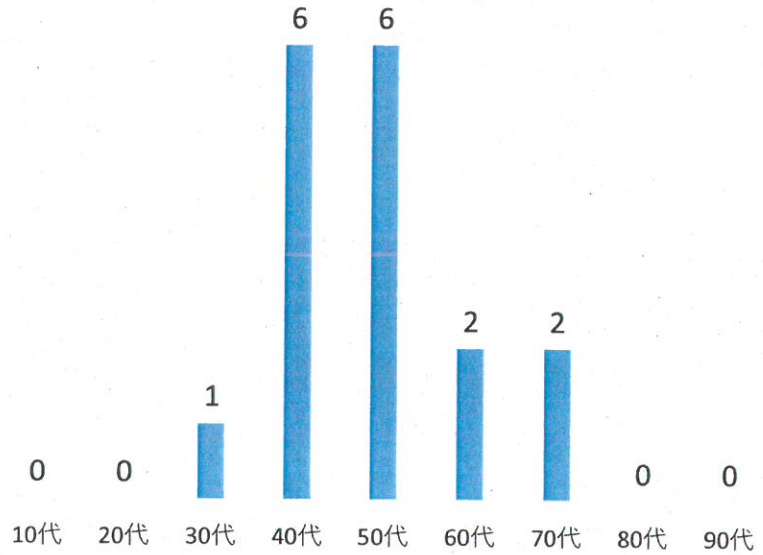
- ・第4波までは、重症者は60代以上の高齢者がほとんどであったが、現在は、40代・50代が大半を占めている。
- ・第4波までと比べ、ワクチン接種の進捗により、高齢者の新規感染者数は減少しているものの、最近ブレークスルー感染なども見られ、今後の増加が懸念される。

<性別>

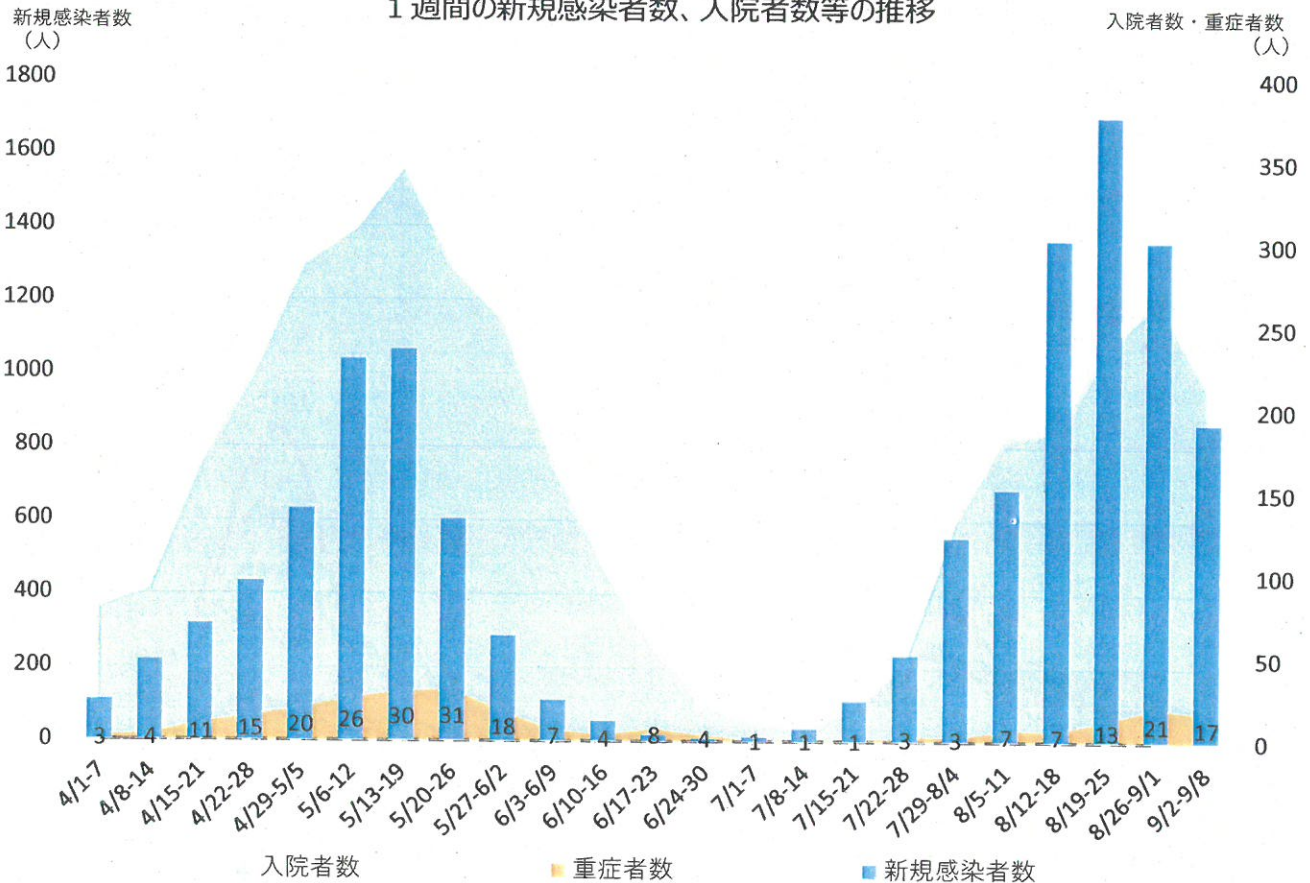


<年代別>

※9月8日現在の状況



1週間の新規感染者数、入院者数等の推移

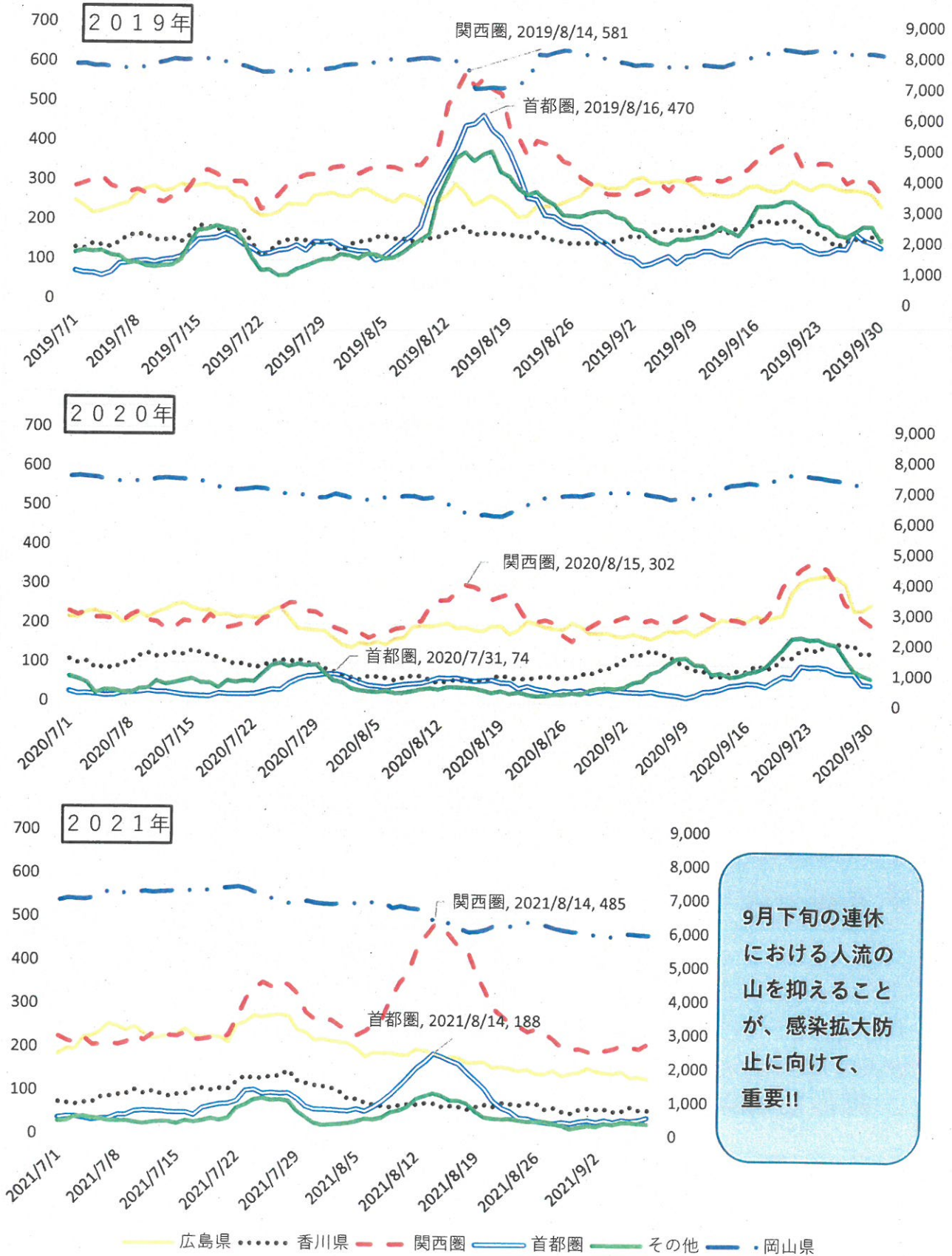


※入院者数と重症者数は各週水曜日時点の状況

岡山駅周辺 15時時点 住所地別滞留人口（7日間移動平均）

(岡山県以外)

(岡山県)



9月下旬の連休
における人流の
山を抑えること
が、感染拡大防
止に向けて、
重要!!

岡山県 新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

2021. 9. 10

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

岡山県 新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

- ① 措置区域 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
- 措置区域以外 高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町
- ② 要請期間 9月13日(月)～9月30日(木)

県民の皆様へ

(措置区域) 【特措法第31条の6第2項に基づくもの】

- 20時以降翌朝5時まで飲食店等にみだりに出入りをしないこと

(措置区域以外) 【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 20時以降翌朝5時まで飲食店等にみだりに出入りをしないこと

(措置区域・措置区域以外共通)

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」を遵守すること
- 日中も含め不要不急の外出は自粛すること
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、屋外での大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は自粛すること
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

2



© 岡山県「ももっち」

岡山県 まん延防止等重点措置期間 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★ 外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を

★ 屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと

★ 引き続き **3** 密回避を

★ 連休中の帰省や旅行など、他の都道府県との不要不急の往来は自粛し、
やむを得ず往来する場合、前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを **0** に近づけよう!

3

※ 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事の際は「マスク会食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

○マスクは正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を

布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

4

措置区域

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、
井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、
浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、
久米南町、美咲町

5

● 飲食店等への要請等

措置区域		<協力金対象>
対象施設	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）	
	【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
	【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	
要請内容	〔特措法第31条の6第1項に基づくもの〕 命令、過料の規定あり ○営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮） ○酒類の提供を行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む） ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛（カラオケボックスは対象外） ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底	
	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用	※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類（利用者による持ち込みを含む）及びカラオケ設備の提供は停止の働きかけ
	〔法に基づかない働きかけ〕 ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.18※参照）の認証取得に努めること	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

6

● 施設等への要請等

措置区域		<1,000㎡超の施設は協力金対象>	
① 集客施設等			
施設の種類の	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	〔特措法第31条の6第1項に基づくもの〕 ○商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ○商業施設以外の施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	〔法に基づかない働きかけ〕 ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	○百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底	○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	〔法に基づかない働きかけ〕 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ○カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く） ○「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施（p.8別紙のとおり）	○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ○カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

7

＜施設管理者等へのお願い＞

- 混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること
- 利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること
- 休憩スペース等は使用中止にすること
- 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること

＜利用者へのお願い＞

- 一人又は少人数で混雑時間帯を避けて利用すること
- なるべく電子決済を利用すること
- 買い物は計画を立てて素早く済ますこと
- サンプルなど展示品への接触は控えめにすること
- レジに並ぶときは、前後のスペースを確保すること

8

②イベント関連施設等

施設の種類の	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○ 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮）	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	○ 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	【法に基づかない働きかけ】 ○ 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮）
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底	○ 入場者の整理等（入場者の整理、人数管理・人数制限等）の実施
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	【法に基づかない働きかけ】 ○ 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ○ カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）	○ 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ○ カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
博物館等	博物館、美術館等		
葬祭場	葬祭場	【法に基づかない働きかけ】 ○ 酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む）	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

9

措置区域以外

高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、
和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、
西粟倉村、吉備中央町

10

● 飲食店等への要請等

措置区域以外		＜協力金対象＞
対象施設	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	
要請内容	<p><u>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</u></p> <ul style="list-style-type: none">○営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）○酒類の提供は、11時から19時まで（利用者による酒類の店内持込みを含む）○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛（カラオケボックスは対象外） <ul style="list-style-type: none">○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底○業種別ガイドラインの遵守を徹底○「もしサポ岡山」の活用 <p><u>〔法に基づかない働きかけ〕</u></p> <ul style="list-style-type: none">○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.18※参照）の認証取得に努めること	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

11

●施設等への要請等

措置区域以外

＜協力金対象外＞

①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>〔法に基づかない働きかけ〕 ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）は、11時から19時まで ○カラオケ設備の使用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）</p>
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

12

②イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>〔法に基づかない働きかけ〕 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等を含む）の実施 ○酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）は、11時から19時まで ○カラオケ設備の使用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）</p>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	
葬祭場	葬祭場	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

13

措置区域・措置区域以外 共通

14

●県内でのイベントの開催について（措置区域・措置区域以外共通）

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>）
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

人数上限	5,000人
収容率	<p>大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</p> <p>大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント等</p> <p><small>※大声ありの場合、異なるグループ、個人間では座席を1席空け、同一グループ（家族等日頃行動を共にする5人以内）では座席間隔を設けなくともよい</small></p>
開催時間	21時まで

- ※ 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断
- ※ 無観客開催、オンライン配信の場合は、開催時間短縮の要請対象外
- ※ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できること

15

●各団体等に特にお願いしたいこと（措置区域・措置区域以外共通）

＜事業者の皆様への協力要請等＞ *実施状況を積極的に公表してください

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・ 手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・ 職員同士の距離を確保すること
 - ・ 事業場の換気を励行すること
 - ・ 複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・ 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
 - ・ 昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・ 社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす等の措置を行うこと
 - ・ 寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 飲食店等の事業者は、岡山県飲食店感染防止第三者認証事業(P.18※参照)の認証取得に努めること

16

＜学校への協力要請＞

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 大学等においては、オンライン授業など授業方式の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと
- 大学生等は飲み会を控えること

＜放課後児童クラブ、放課後子ども教室への協力要請＞

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県作成）及び「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ」（R3.4.23 内閣府・厚生労働省通知）に沿った感染防止策を徹底すること
- 飲食の際は、黙食を心掛け、利用児童間の距離を確保するか、パーティションの設置など飛沫防止に努めること
- 児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと

17

<社会福祉施設・医療施設等への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 面会については、自宅と施設間のオンライン面会等を可能な限り活用するなど、直接面会は、緊急の場合を除き、自粛すること。実施する場合も、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

岡山県まん延防止等重点措置の取組に係る意見書

令和3年9月9日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県では、6月20日をもって緊急事態宣言が解除されて以来、リバウンド防止期間、デルタ株注意期間、デルタ株特別警戒期間を設け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請や協力依頼を県民や事業者等に行ってきたところです。

しかし、デルタ株による爆発的な感染拡大により、8月20日からはまん延防止等重点措置、8月27日から緊急事態措置が適用され、厳しい措置を県民に要請せざるを得ない状況となったところです。

現在、日中、夜間の人流は一定程度減少が見られ、さらに、新規陽性者はピークアウトの様相を呈しており、病床使用率も下降傾向となっているところですが、依然として新規陽性者数は高い水準にあり、県内各地でクラスターも発生しているところです。

本日、国が、岡山県の緊急事態措置を解除し、まん延防止等重点措置の適用を決定しましたが、県内の感染状況は未だ予断を許さない状況にあることは明白であり、今後医療提供体制が危機的な状況に陥ることがないように、県にあつては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、特に感染拡大がみられる地域について、幅広く強力な感染防止対策を引き続き講じていただきたいと考えており、意見照会のあった「岡山県新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」による県民等への要請は妥当であると認めます。

岡山県感染症対策委員会委員長

松 山 正 春

岡山県時短要請協力金(第7期)

要請期間 令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)

措置区域:岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町

措置区域以外:高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町

支給要件

全てを満たすこと

区域	措置区域	措置区域以外
内容	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあっては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年9月12日以前から営業していること。) 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店は営業時間を5時～20時まで短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む) 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること ※9月13日(月)から協力を開始すること 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと 	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあっては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年9月12日以前から営業していること。) 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店は営業時間を5時～20時まで短縮し、かつ、酒類の提供は、11時～19時までとすること(利用者による酒類の店内持込み含む) 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること ※9月13日(月)から協力を開始すること 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

区域	措置区域		措置区域以外	
中小企業等(売上高方式)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
	7万5,000円以下	3万円	8万3,333円以下	2万5,000円
	7万5,000円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割	8万3,333円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
	25万円以上	10万円(上限額)	25万円以上	7万5,000円(上限額)
大企業(売上高減少額方式)	1日あたりの支給額:前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円 ※中小企業等も大企業的方式を選択可		1日あたりの支給額:前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額 ※中小企業等も大企業的方式を選択可	

申請方法

早期支給申請	<p>要請期間終了後に受け付ける本申請に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給します。</p> <p><受付期間>令和3年9月13日(月)から9月24日(金)まで</p> <p><早期支給申請の主な要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外) 本申請を「売上高方式」で申請する者 過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること 	<table border="1"> <tr> <td>支給額(一律)</td> </tr> <tr> <td>27万円/店舗</td> </tr> </table>	支給額(一律)	27万円/店舗
支給額(一律)				
27万円/店舗				
本申請(要請期間終了後)	<p><受付開始時期>令和3年10月上旬予定</p> <p>早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います。</p> <p>※早期支給を受けた方も、本申請が必要となります。</p>			

相談窓口

申請方法などの詳細はHPをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

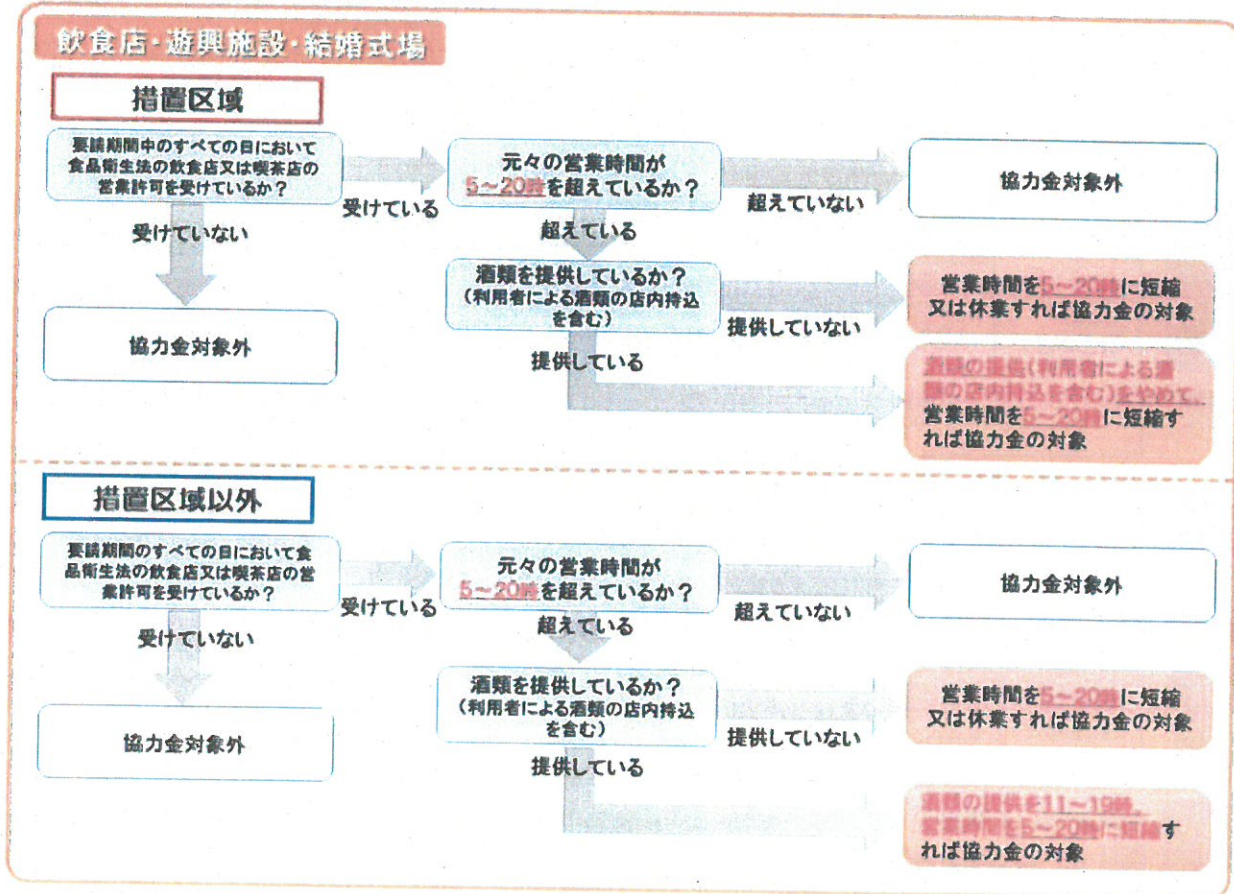
TEL 086-201-2199 (平日9:00~18:00) ※9月11日(土)及び12日(日)は受付(9:00~17:00)



●飲食店等への要請

区域	措置区域	措置区域以外
実施内容	対象施設 【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場 要請内容 【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 命令、過料の規定あり ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や席間の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサボ岡山」の活用 【法に基づかない働きかけ】 ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること	対象施設 【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場 要請内容 【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供は、11時から19時まで(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や席間の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサボ岡山」の活用 【法に基づかない働きかけ】 ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること

岡山県時短要請協力金(第7期)対象フロー図



岡山県時短要請協力金 早期支給のご案内

第7期（9月13日～9月30日要請分）

営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける飲食店を運営する中小企業等を対象に、要請期間終了後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給します。

（早期支給申請は、1事業者1回に限ります）

- 早期支給の申請者は、必ず本申請（10月上旬予定）が必要です。
- 早期支給の申請をせず、本申請のみ申請することも可能です。

◆早期支給の主な要件

- (1)中小企業及び個人事業主（※大企業は対象外）
- (2)本申請を「売上高方式」で申請する者
- (3)過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること
- (4)要請期間の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること
（※詳細は、県HP又は申請要領をご覧ください）

岡山県時短要請協力金



早期支給額	岡山県全域:1店舗あたり 27万円 (一律) ※申請書類に不備がない場合、概ね1週間程度で順次支給予定
受付期間	令和3年9月13日(月)～9月24日(金) (※電子申請は9月13日(月)10時頃受付開始)
申請書類	①早期支給申請書 ②施設ごとの内訳一覧 ③誓約書 ④振込口座の通帳の写し(振込口座を変更する場合)
申請方法	◆電子申請 早期支給申請用ウェブサイトより申請してください。 ◆郵送申請 【9月24日(金)消印有効】 〈宛先〉〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル8階 「岡山県時短要請協力金(第7期)早期支給申請受付係」あて ※電子申請の方が早く支給できます。

岡山県時短要請協力金（第7期）

早期支給申請要件確認フローチャート

岡山県の要請対象地域内に、岡山県時短要請協力金（第7期）の支給要件を満たす飲食を提供する施設をお持ちですか？

はい

当該施設は、要請する全ての期間に有効（更新予定含む）な飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証をお持ちですか？

はい

要請期間の全ての日において、時短営業等の県の要請に全面的に協力いただけますか？

はい

過去に岡山県時短要請協力金（第1期以降いずれか）の受給実績はありますか？

はい

要請期間終了後に受付を開始する本申請を売上高方式で申請しますか？

※大企業は「売上高方式」を選択できないため、早期支給制度の対象外です。

はい

早期支給の対象

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

早期支給の対象外
(申請できません)

- ※申請内容を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。
- ※支給要件を満たしたこと（県の要請に全期間ご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。
- ※後日、支給要件を満たしていなかったことが判明した場合、早期支給分の協力金は返還していただきます。

岡山県 時短要請協力金コールセンター



TEL 086-201-2199 受付時間 9:00~18:00 (土日・祝日は休み)

※9月11日(土)及び12日(日)は受付(9:00~17:00)

岡山県大規模集客施設協力金(第4期)

要請期間:令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

要請内容

- 【要請期間】令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)
- 【措置区域】岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、矢掛町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
- 【対象施設】床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント等
- 【要請内容】裏面を参照

支給要件

- ※全てを満たすこと
1. 上記対象区域内の対象施設であること(要請日以前から営業していること)
 2. 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること
※9月13日(月)から協力を開始すること
 3. 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

	大規模施設	テナント
支給額	1日当たりの支給額に、県の要請に協力した期間(日数)を乗じた額	
1日当たりの支給額(千円未満切り上げ)	「時短営業を行った自己利用部分面積×1(1,000㎡毎を1単位)」×20万円×時短率×2	「時短営業を行った店舗等面積(100㎡毎を1単位)」×2万円×時短率

自己利用部分面積×1=大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業を行った部分

時短率×2=「要請に応じて短縮した営業時間」÷「本来営業時間」

※その他、映画配給会社等も対象となる場合があります。

※個々のケースで支給額は異なります。詳細は、下記の県ホームページをご確認ください。

申請方法

令和3年10月上旬受付開始予定

- ※郵送又は電子申請により申請を受け付けます。
- ※詳細が決まり次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



－ 協力金を申請する方は －

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる「写真を保存」しておいてください。
- 第1期～第3期の大規模集客施設協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。※必要書類は、決まり次第県ホームページに掲載します。

相談窓口

岡山県大規模集客施設協力金コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間: 9:00~18:00 (土日・祝日は休み)

※臨時受付: 9月11日(土)、12日(日)は、9:00~17:00

要 請 内 容

※内容等は、国との調整により今後若干変更される場合があります。

● 集客施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 ● 商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 【特措法第24条第9項に基づくもの】 ● 5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ● 商業施設以外の施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底 【法に基づかない働きかけ】 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く） ● 「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施（県HP参照： https://fight-okayama.jp/ ）
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

● イベント関連施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ● 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ● 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底 【法に基づかない働きかけ】 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ
 ※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

県有施設の休止・休館等について

1 県有施設等

不特定多数の人の利用が想定される県有施設等については、引き続き、原則として休止・休館とする。

2 県主催イベント

県主催イベントについては、引き続き、原則として中止又は延期とする。

県有施設等の休止・休館予定等

名称	休止等の期間	備考
岡山県吉備高原都市センター区広場	8/20～9/30	屋外スペースを除き閉館
岡山県岡山国際交流センター	8/20～9/30	パスポート窓口及び相談業務 (電話・メール)等は継続
岡山県自然保護センター	8/20～9/30	
岡山県立美術館	8/27～9/30	
岡山県天神山文化プラザ	8/20～9/30	
犬養木堂記念館	8/20～9/30	
岡崎嘉平太記念館	8/20～9/30	
おかやま旧日銀ホール	8/20～9/30	
岡山武道館	8/20～9/30	
岡山県津山総合体育館	8/20～9/30	
岡山県津山東体育館	8/20～9/30	
岡山県美作ラグビー・サッカー場	8/20～9/30	
岡山県備前テニスセンター	8/20～9/30	
岡山県津山陸上競技場	8/20～9/30	
岡山県笠岡陸上競技場	8/20～9/30	
岡山県総合展示場コンベックス岡山	8/20～9/30	
岡山県立青少年農林文化センター三徳園	8/20～9/30	
岡山県立森林公園	8/20～9/30	
総合グラウンド(岡山武道館を除く)	8/20～9/30	
倉敷スポーツ公園	8/20～9/30	
岡山後楽園	8/7～9/30	
岡山県生涯学習センター	8/20～9/30	
岡山県立図書館	8/27～9/30	予約による書籍等の貸出のみ
岡山県渋川青年の家	8/20～9/30	
岡山県青少年教育センター閑谷学校	8/20～9/30	
特別史跡旧閑谷学校	8/20～9/30	
岡山県立博物館	休館中	
岡山県古代吉備文化財センター(展示室)	8/20～9/30	
岡山空港ターミナルビル	8/20～9/30	展望デッキを閉鎖
岡山県クレール射撃場	8/20～9/30	
まきばの館	8/20～9/30	
遺跡&スポーツミュージアム	8/20～9/30	

※既存の予約分については、延期が困難なもののみ利用可とする。